

出入国管理及び難民認定法施行令及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の
出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する政令案について
(概要)

令和 8 年 7 月
出入国在留管理庁

第1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）の改正を行うほか、所要の改正を行う。

第2 改正の概要

改正法による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第67条に基づき、入管法施行令を改正し、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額を定めるとともに、手数料を減額し、又は免除することが相当である者を定めるなどするほか、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の普及の促進を図るため、入管法施行令及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号）を改正し、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付に係る手数料の納付を要しない場合を改めることとする。

第3 今後の予定

施行期日：改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日（令和8年10月1日）